クリーニング師の免許に係る各種申請における本人確認について

クリーニング業法施行規則の改正に伴い、令和８年４月１日から以下の申請書等に氏名、住所、生年月日、性別の基本４情報及び個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

【個人番号（マイナンバー）記載が必要となる対象申請書等】

- **クリーニング師試験受験願書**
- **クリーニング師免許申請書**
- **クリーニング師免許証再交付申請書**
- **クリーニング師免許証訂正申請書**

個人番号（マイナンバー）が記載された申請書等の提出時には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき本人確認を行うことが義務付けられています。本人確認では、記載された個人番号が正しい番号であること（番号確認）及び申請者がその個人番号の正しい持ち主であること（身元確認）の２点を確認します。

■ 申請方法に応じた本人確認書類の組み合わせについて

（１）本人が窓口で申請する場合

申請書と併せて、下記 ① 又は ② のいずれかの組み合わせの本人確認書類を提示してください。

①マイナンバーカード（両面）

② 番号確認書類 及び Ａ又はＢの身元確認書類

番号確認書類（いずれか１点）	身元確認書類（「Ａから１点」又は「Ｂから２点」）
○ 通知カード ※ 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致する場合に限る **○ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書**	**【Ａ】顔写真付き証明書から １点** ・運転免許証 又は 運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 又は 療育手帳 ・在留カード 又は 特別永住者証明書 **【Ｂ】顔写真なし証明書から ２点** ・公的医療保険の資格確認書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書

（２）本人が郵送で申請する場合

申請書と併せて（１）の① 又は ② のいずれかの組み合わせの本人確認書類のコピーを同封し、**「簡易書留郵便」** で郵送してください。

※ 連絡先として、申請書に電話番号を忘れずに記載してください

（３）代理人が窓口で申請する場合

代理人が申請書等を窓口に提出する際は、本人確認として以下の３点の確認を行いますので、それぞれに必要な書類を持参してください。

確認項目	区分	持参・提示が必要な書類
代理権の確認	**1**	法定代理人の場合：戸籍謄本、その他その資格を有する書類
	2	任意代理人の場合：委任状
代理人の身元（実存）の確認	**①**	以下の書類から１点： ・マイナンバーカード ・運転免許証 又は 運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 又は 療育手帳 ・在留カード 又は 特別永住者証明書
	②	以下の書類から２点： ・公的医療保険の資格確認書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
	③	法人の場合は以下の２点： ・登記事項証明書等 ・代理で申請窓口に訪れた方と当該法人との関係を証する書類（社員証等）
申請者本人の番号確認	**Ⅰ**	本人のマイナンバーカード 又は その写し
	Ⅱ	本人の通知カード 又は その写し ※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票記載事項と一致する場合に限る
	Ⅲ	本人の個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 又は その写し

※ 提出いただいた個人番号（マイナンバー）等は、クリーニング師免許に関する事務にのみ使用し、他の目的には利用いたしません。